

日本標準産業分類

(1953年3月改訂)

— 第 1 卷 —

分類項目名，説明及び内容例示

行政管理庁統計基準部
産業分類専門部会編集

1953年3月

日本標準産業分類(1953年3月改訂)正誤表

頁	行	誤	正
緒言13	右 8	6123地下鉄道業(乗合自動車運送業を兼営するもの)	6123地下鉄道業(自動車運送業を兼営するもの)
18	19~20	る。この他の産業に属する…………… ……………日々従業員も異なり、	一事業所として調査するのである。この他の産業に属する事業所にあつては、単一の物理的場所ごとに分類の単位とするが、詰所のような日々従業員も異なり、 公示分類表
23	1	公示類表	公示分類表
24	左 15	021 0511	051 0511
25	右 11	大理石採石業	大理石採石業
〃	右 18	破碎せる石炭岩採石業	破碎石灰岩採石業
26	左 16	重晶石採掘業	重晶石鉍採掘業
〃	左下より 3	請負重建業	請負重建設業
〃	右 11	葦及び土工工業	葦及び土工工業
27	左下から 12	2024	2029
28	左 3	紡績業	紡織業
30	左 11	種加工紙及び……………	種紙工品及び……………
31	左 4	生物学的医薬品製造業	生物学的製剤製造業
〃	左 5	植物性医薬品製造業	植物性生薬製造業
36	左下から 10	自動車	自転車
39	右下から 17	自転車	自動車
41	左 7	金融金庫	金融公庫
〃	左下から 13	休業中	休業中
42	右 9~10	(全国的旅客貨物鉄道業)	(全国的鉄道業)
〃	右下から 3 及び 17	(無軌道トローリーを含む)	削除する
45	下から 3	合成樹脂及びその可塑物製造業	合成樹脂及び可塑物製造業
46	右下から 1	動物園、植物園、	動物園、植物園、水族館
本文 7	下から 8	精穀及び精粉業	精穀及び製粉業
9	2	2981	2081
13	下から 2	4224	2224
19	12 及び 21	綴子製造業	綴通製造業
27	16~18	主として原木……………事業所をいう。	削除する
30	7	折箱製造業	折箱製造業(マツチ箱を除く)
38	3	写真、製版	写真製版
〃	下から 11	印刷写真を行い	印刷、写真印刷を行い
40	1	印刷に伴うサービス業	印刷業に伴うサービス業
51	16	植物性主薬製造業	植物性生薬製造業
66	6	シリコン製造業	シリコン製造業
68	8	その製造業	その製品製造業
69	下から 14	棒鋼	棒鋼
〃	下から 4	フェロアロイ製造業	フェロアロイ製造業
70	13	(いかけ用)	削除する

頁	行	誤	正
72	11	第二次製煉及び製錬業	第二次製煉及び精錬業
7	下から 15	他に分類されない非鉄……………	3359 他に分類されない非鉄……………
75	13 及び 14	鉄板製品製造業	ブリキ製品製造業
81	下から 3	電器	電燈
82	11	釘、鉄、板等	釘、鉄板等
85	下から 5	航空機エンジン製造業 [3761]	航空機エンジン製造業 [3762]
108	7	粘土	粘度
115	6, 8, 11及 び12	画家用	絵画用
117	下から3, 5 及び6	ランプ傘	ランプ笠
134	下から 3	0699	0691
139	下から 12	海面採取業	海綿採取業
150	下から 4	1963— U	1363— U
151	下から 7	重晶石採取業	重晶石鉱採取業
153	14	石炭窯	石灰窯
7	下から 9	農林省農水利事業所	農林省農業水利事業所
164	17	自動車卸売業	自動車卸売業 (自動自転車を含む)
165	8	医薬品卸売業	医薬品卸売業 (医療用品を含む)
167	3	船舶給水業 (飲料を主とするもの)	削除する
171	下から 5	船舶給水業 (ボイラー用を主とするもの)	削除する
179	下から 5	注文洋服小売商	注文洋服小売業
180	下から 9	その他の呉服、衣服及び……………	その他の織物、衣服及び……………
184	2	(折詰料理、惣菜、佃煮等)	(折詰料理、惣菜等)
185	下から 3	その附近の漁業に出漁し……………	その附近の漁場に出漁し……………
195	13	502 行	502 銀行
211	下から 5	通情区	通信区
213	12	東京都営電車	東京都交通局
223	12	運送鞆旋業	運輸鞆旋業
7	18	運輸鞆旋業	旅行鞆旋業
224	下から 3	; 給水業	削除する
226	7	技術部研究所	技術研究所
231	下から 9	(動力洗濯業、動力洗濯業により……………)	(動力洗濯業により……………)

序

わが国の統計も終戦後相当の改善を見つつあることは、御同慶に堪えない。1950年には世界センサスの一環として、わが国でも初めて大規模な各種のセンサスが施行された。わが国の統計を世界的水準に持つてゆくには、色々の研究を必要とするが、質的な調査事項を適当な同質のグループに細分して、利用に供することは、大切なことでもあり、またむずかしいことでもある。ことに国際性をもつ統計にあつては夙にこの必要を感じて、国際死因分類、国際産業分類、国際職業分類等が作成されている。ベルチオン氏のごときは第一次世界大戦前既にこの種の分類を発表している。

統計を利用する者にとつても各分類項目の意味と、その中に含まれているものを知らなければ、利用をあやまることがある。幸いに終戦後、統計委員会を中心に朝野の専門家によつて研究の上、日本標準産業分類が作成され、その後各界の要望により統計法に基く政令によつて、この日本標準産業分類の統一的使用を規定することになり、そのために昭和26年4月第1回の改正を行つた。その後講和条約発効後の新しい事態に應ずる改正を必要とするに至り、この度第2回の改正を行つたものが、この日本標準産業分類である。

わが国で、個人又は事業所の経済活動を区分する場合にはこの標準分類によるか、これと比較できるように、集約又は細分したものによるかにしたいと思うので、広くこの体系を熟知して頂きたいと思ふ次第である。

最近、この分類が各調査機関で用いられることになつて、国内的に比較できるばかりでなく、広く国際的にも連繋を持つことになり、すばらしい結果を齎らしている。

今後共各方面の御協力によつてこれを育成し、更に一層完全なものにしたいと念願している。

昭和28年3月31日

行政管理庁統計基準部長 美濃部亮吉

緒 言 目 次

第一章 標準産業分類作成要旨	1
第二章 標準産業分類改訂要旨	2
第三章 分類上の一般原則	16
第一項 事業所の定義	16
第二項 産業分類適用の単位	17
第三項 事業所の産業は主要業務により決定される	18
第四項 附随事業所の産業は主事業所の産業に分類される	19
第四章 本分類に採用した十進分類法	19
第五章 標準産業分類の各項目名と説明及び内容例示	20
第六章 従来分類と比較して著しく異なる点	20
第七章 産業分類に関する政令及びその解説	21
一 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令（抄）	21
二 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令の第二条（産業分類関係） 及び第四条（特例）の解説	21
三 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び 死因分類を定める政令に基いて告示した産業分類	23